

公告第11号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款の一部を次のとおり変更することについては、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により、令和3年12月28日付けで理事長において専決処分したので公告する。

令和3年12月28日

長野県市町村職員共済組合
理事長 竹節義孝

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第2号）の一部を次のように変更する。

第40条の2中「施行令第46条の2」を「施行令第46条の2第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

附 則

この変更は、令和4年1月1日から施行する。